



CHINA IP Bulletin

Executive Summary

□ 知的財産権の権利衝突

現行の知的財産権の法体系において、各種知的財産権は、異なる法律規範を依拠とし取得され、その作成方式もいくらか異なっています。そのため、同一の対象が、商標、著作権、商号などの多数の異なる種類の知的財産権を生み、知的財産権の権利衝突を招く可能性があります。日増しに増加している知的財産権の権利衝突問題を解決するため、最高人民法院は、近日『商標登録、企業名称と先行権利衝突の民事紛争案件審理に関する若干問題の規定』の司法解釈を公布しました。

作者：Maarten Roos / 彭凱

□ 商標法改訂草案

最新の商標法改訂草案は、一つの重大な改訂を含んでいます。それは、商標申請の実質審査プログラムを取り消したことです。そのため当該草案は多方面に論争を呼びました。実質審査プログラムの取り消しは、商標申請数量の急速増長により引き起こった商標審査が滞る問題を解決し、商標審査時間を短縮することができますが、悪意申請が増加する可能性があります。これらの悪意申請は、実質審査プログラムを通過して登録商標権を得ることを希望します。もし、悪意申請が実質審査プログラムを通過せず、商法審査を通過してしまう場合、本来の商標所有者の利益を害します。そのため、このような改訂は商標審査が滞っている問題を解決する最も良い方法とは思えません。

作者：彭凱 / Zachary Wortham

NEWS

国際性法律サービス機構——路偉法律事務所 (Lovells) は、2007年12月20日、中国の商標官報に対して統計を行いました。その統計にて、商標登録に要する平均時間は3年2ヶ月で、サービス商標 (第35~45種) に要する平均時間は3年半であることがわかりました。ただし、2001年と2002年における双方の平均所要時間は12~18ヶ月でした。2007年6~7月の第31期の商標異議決定の特別官報に対する統計では、多数の商標異議案件の結審に5年近くを要し、商標申請から異議結審までに要する時間は6年半と発表されました。商標紛争案件の正確な結審に要する時間の統計はいまだ出ていませんが、悪意の商標登録に関する商標紛争案件の結審時間は、少なくとも5年を要すると思われま



知的財産権の 権利衝突

知的財産権の保護の対象は一定の重複性と交差性を有するため、一つの対象に同時に多数の知的財産権が存在しています。そして、それらの権利がそれぞれ異なる権利者に属する現象がみられます。

知的財産権の権利衝突

いくつかの会社は、このような電話あるいはファックスを受け取るかもしれません。相手方はドメイン名登録会社であると自称し、他人が自社の会社名称あるいは商標と同様のドメイン名を登録しようとしていると説明し、登録をするかどうか尋ねてきます。当然、これはよく見られる営業手段です。もし、自社のドメイン名及びウェブサイトがある場合、まったく気にとめる必要はありません。しかし、もし他人が自社の社名・商標と同様のドメイン名を用いてウェブサイトを作成した場合、二つの知的財産権（商標とドメイン名）の間に権利衝突が発生します。

知的財産権の権利衝突は、同類の知的財産権間の衝突（特許権と特許権、商標権と商標権など）、および異なる種類の知的財産権間の衝突（商標権と著作権、商標権と企業名称権など）があります。その中で、商標マークの権利衝突現象が最も多くみられます。最高人民法院は、知的財産権の権利衝突解決システムを完備するため、『登録商標、企業名称、先行権利が衝突する民事争議案件の審理に関する若干問題の規定』（以下、『規定』とする）の司法解釈を2008年3月1日に正式に公布しました。

『規定』公布の背景

異なる知的財産権の法体系の不統一及び不調和が、権利衝突発生的主要原因です。

現行の知的財産権の法体系において、各種知的財産権が異なる法律規範に基づき取得されるため、それら権利が発生する方式もある程度異なっています。例えば、著作権は、『著作権法』に基づき、作品の完成と同時に自動的に発生します。商標専用権、特許権、企業名称権は、関連の法律規範により、それぞれの行政機関が法律に基づき登記・登録を行います。そして、それぞれの政府主管機関が授権あるいは管理を行います。この種の知的財産権が保護する対象は一定の重複性と交差性を有するため、一つの対象に同時に多数の知的財産権が存在している現象が発生します。そして、これらの権利がそれぞれ別の権利者に属する現象があります。その場合、権利所有者がその権利を行使する際、知的財産権の権利衝突が発生します。

知的財産権の権利衝突が発生し、権利者の権益が侵害された場合、二つの方法で救済を求めることができます。一つは、行政救済手段です。つまり、知的財産権の取消しあるいは無効手続きによって、関連の行政

部門に権利衝突の解決を求める手段です。もう一つは、司法救済の手段で、直接法院に訴訟を提起する手段です。司法の実践において、中国の現行法律条文には、法院がこのような知的財産権の権利衝突案件を受理することができるかどうかを明確に規定していません。しかし、権利者の登録商標、企業名称は、権利衝突発生前に、すでに関連の行政主管機関の合法授権を得ています。そのため、行政救済方式は、この種の権利衝突を解決する上での必須プロセスです。しかし、法院がこの種の案件を直接民事権利侵害案件として受理できるかどうかは、大きな論争を生んでいます。そのため、権利者の合法権益が即時保護されない現象が発生しています。

そのため、知的財産権の権利衝突案件が日に日に増えている現状において、法院はこの種の案件に対し受理範囲及び受理後の審理方法など関連事項を明確にする必要があります。

司法解釈の詳細説明

1、登録商標と著作権、意匠権、企業名称権等との間の権利衝突は、直接法院に起訴することができます。

『規定』第1条第1項において、原告が他人の登録商標において使用された文字、図形などが、原告の著作権、意匠権、企業名称権などの先行権利を侵犯したことを訴訟提起し、その内容が民事訴訟法第108条の規定に合致する場合、人民法院はこれを受理しなければならないと規定しています。

『規定』は、法院がこの種の知的財産権の権利衝突案件を受理する法的根拠を明確にしました。また、登録商標とその他の先行権利との権利衝突を解決する場合、司法救済プロセスを優先し実行する、としました。当然、『規定』は、この種の案件の行政救済プロセスを否定していません。つまり、登録商標と、著作権、意匠権、企業名称権などの先行権利との間で権利衝突が発生した場合、法院に訴訟を提起することもできますし、同時に、『商標法』第41条などの条項を理由とし、商標審議委員会に登録商標の取り消しを申請することなどの行政方式を取ることができます。それにより自身の合法権益を維持できます。

2、登録商標と登録商標の間の権利衝突は、商標局あるいは商標審議委員会によって裁決され、人民法院は直接受理しません。

中国知的 財産権速報

中国工商の認定有名商標が 1000件を超えた

記者は、全国工商行政管理工作会議により2007年中国国家工商総局が、すでに197件の有名商標を認定したことを知りました。これにより、現在まで国家工商総局が法律に基づき認定した有名商標の数は1,000件を上回りました。

2007年11月末までに、中国商標登録総量は3,013,700件に達し、商標登録数は、昨年同時期と比べ29.19%増加しました。また、国家工商総局は商標犯罪案件容疑移行を強化し、オリンピック商標専用権保護を展開しました。2007年11月末まで、各地の工商管理機関は、すでに商標不法行為案件41,000件を調査・処分し、143件を司法機関に移行、処理しました。

中国特許出願の受理総量が 400万件を超えた

2007年12月24日、中国において受理した国内および海外の特許出願の総数が、400万件を突破し4,002,103件に達しました。300万件突破から、わずか18ヶ月の日数で400万件を突破しました。

中国では1985年の特許法施行から2000年の年初までの15年間で、特許出願の総数がようやく100万件に達しました。200万件の達成には4年2ヶ月を要しました。300万件の達成には2年3ヶ月を要しました。その中の国内特許出願割合は、100万件までが47.8%。100万件～200万件が50.7%。200万件～300万件が53.4%です。300万件～400万件において、国内の特許出願割合は、60.8%まで上昇しました。

知的財産権の 権利衝突



『規定』第1条第2項において、原告が他人の裁定済商品において使用されている登録商標が、自らの先行登録商標と同様あるいは類似していることを理由に訴訟を提起する場合、人民法院は民事訴訟法第111条第(3)款の規定に基づき、関連の行政主管機関に解決を申請することを原告に告知しなければなりません。

登録商標と登録商標の間の権利衝突において、行政プロセスを先に適用する主要な理由は、下記の通りです。

(1) 裁定された商品あるいはサービスの範囲を超え登録商標を使用する。

(2) 商標の特徴を変更し、商標の外観全体を変更する。

(3) 多数の登録商標を一つの商品に不適当に重ねたり組合せる、もしくは文字の一部を小さくしたり薄くしたりし、その他の文字を目立たせることによって、他人の先行登録商標と混同させる。

上記三つの状況全ては、登録商標を実質的に変化させ、商標専用権の使用範囲を超えています。その為、商標専用権者が新しい未登録商標を使用したと見なされます。法院はこれにより発生する民事紛争を受理しなければなりません。

4、他社の企業名称が、自社の先行企業名称と同様あるいは類似しており、公衆がその商品の販売元を混同してしまう場合、『不正競争防止法』（中文原文《反不正当竞争法》）を依拠とし、法院に訴訟を提起することができます。

『規定』第二条には、原告が、他社の企業名称が、自社の先行企業名称と同様あるいは類似しており、公衆がその商品の販売元を混同してしまう場合、『不正競争防止法』（中文原文《反不正当竞争法》）第5条(3)項に違反したことを理由に、訴訟を提起し、その内容が民事訴訟法第108条の規定に合致した場合、人民法院は受理しなければならないと規定しています。

『不正競争防止法』（中文原文《反不正当竞争法》）第5条第(3)款において、「無断で他企業名称あるいは姓名を使用し、他社商品であると誤認させる」行為は不正競争行為であると規定されています。『規定』では、無断で他社の一定の知名度を有する企業名称、商号を使用する行為は不正競争行為であり、法院は直接その案件を受理できると明確にしています。また、当該案件受理前に行

政処理をする必要はなく、行政処理による訴訟中止も認めていません。

また、注意が必要な点は、中国国外において取得した企業名称などが、その取得プロセスが海外の関連法律の規定に合致していたとしても、中国国内において使用する際、他社が先に使用している一定の影響力を有する企業商号（中国の老舗など）、商標などと権利衝突が発生した場合、知的財産権の地域性及び独立性の原則に基づき、その中国国外において取得した権利の使用は不正競争あるいは商標侵害と認定することができます。

5、企業名称が他社の商標専用権の侵害、あるいは不正競争行為である権利侵害者は、使用停止、規範使用などの民事責任を負います。

『規定』第4条には、被告の企業名称が登録商標専用権の侵害、あるいは不正競争である場合、法院は、原告の訴訟請求及び案件の具体的な状況に基づき、被告へ使用停止、規範使用などの民事責任を負わせることができると規定しています。

法院は、このような知的財産権の権利衝突案件を審理する際、権利侵害者の企業名称あるいは商号の不適切使用を是正する必要があります。ゆえに、法院は権利侵害者が「使用停止、規範使用」の民事責任を負うよう判定することができます。例えば、他人の登録商標専用権を侵害する行為に対して、法院は、権利侵害者に対しその規定範囲内での使用を命じる、その範囲を超えての使用を禁止するなどの民事責任を負わせることができます。なお、民事責任の負担方式は「使用停止、規範使用」に限らず、その他経済賠償などの民事責任負担も含まれます。

結論

『規定』という司法解釈の公布は、中国の知的財産権の法体系の行政プロセス及び司法プロセスの二重保護方式を更に明確にしました。この二種類の方式は、権利確認紛争解決、及び権利侵害紛争解決体制上の相互協力及びつながりの問題をを解決しました。これは、権利者自身の知的財産権の合法的保護に対して積極的な意義があります。

作者：Maarten Roos / 彭凱

中国知的 財産権速報

中国における、知的財産権 重大取引審査規制の設立

近日、中国国家発展・改革委員会は、財政部、科技部、国家知識産権局、国家工商総局、国家版權局と共同で『知的財産権取引市場の設立・完備の指導意見』を公布し、知的財産権取引市場の規範発展を促進します。

当該指導意見では、上記六つの部と委員会、国有資産監督管理委員会、証券監督管理委員会などの関連部門および一部の省級（区、市）の知的財産権取引管理部門が参加する指導委員会を設立し、知的財産権市場に対する指導および調和を強化すると明確にしています。その指導委員会とは、重大知的財産権の取引活動の審査制度を設立、完備するものです。各業務主管部門は、法律に基づき知的財産権などの重大取引に対する特別審査規制を設立し、各自の機能により分担し、監視・管理します。これにより、知的財産権の保護を強化し、知的財産権の公開された公正かつ秩序ある取引を促進し、有効な保護および監視・管理体系を形成します。

2007年最高人民法院における知的財産権 の民事案件が18%増加した

2007年、最高人民法院知的財産権審理庭は、知的財産権案件128件を受理しました。二審案件、提審案件（上級裁判所が、下級裁判所で審理中または審理済みの案件を再審理する）のほか、再審申請案件が96件あります。去年未結審の34件を加えて、合計162件を審理しました。去年の審理案件137件と比べ18.25%増加しました。2007年12月25日までに、各種案件の107件を結審しました。結審率は66%です。（2006年11～12月、新しく受理した案件は11件）

受理された案件は、専門技術、国家産業政策方針などに多く関連している為、法律関係が複雑で、社会的関心度が高いものが多くあります。ある案件には、世論が非常に注目しています。

商標法改訂草案



大いに争議を呼んだ商標法修正草案

中国の商標法は、1982年に公布されて以来、すでに2回（1993年及び2001年）改訂が行なわれました。現在、第3回目の改訂が準備されています。第3回目の改定草案における最大の改訂は、商標申請プログラムの相対審査を取り消すことです。それにより、審査時間を12ヶ月以内に短縮させます。

1999年以来、中国の商標申請数及び登録数は、世界第一の数量を維持しています。且つ、毎年20%以上のスピードで増加しています。2007年の商標申請数は70万件に達しました。その一方、中国は世界における商標審査が最も遅い国家の一つで、申請提出から商標権授与まで36ヶ月の時間を要します。これは、マドリッド協定の12ヶ月という要求をはるかに超えており、たびたび非難を受けています。

世界の多くの国家と同様に、中国の商標審査プログラムには絶対審査（禁止性条項に違反しているかどうか）及び相対審査（他人が先に申請・登録した商標と権利衝突が存在するかどうか）が含まれます。審査プログラムを短縮する為、当該草案では相対審査を取り消しました。これにより、審査期間を6～12ヶ月に短縮することができます。ただし、このような改訂は商標権利者の以後の経営活動を大いに変更し、商標権利保護の難度、コストを増加させます。

現在の商標審査には相対審査プログラムが存在しています。相対審査プログラムでは、商標局は商標登録申請を受理した後、同様あるいは類似している商標がすでに存在しているか、あるいはすでに申請されているかを調査します。もし、このような状況が存在している場合、商標申請は却下されます。申請者は、却下決定に対し再審査申請や訴訟を提起することが可能です。ただし、それには長い時間が必要です。そのため、商標権利者は、商標登録が完了した後、商標不法侵害行為をどのように制止するかのみを考慮するだけでよく、頻りに商標異議提起を行い、類似申請を阻止する必要はありません。

新たな改訂草案では、相対審査プログラムが取り消されます。商標局が商標申請を公表した後、先願の商標権利者（第三者でも良い）は、当該申請が先行商標と同様あるいは類似しており、却下されるべきと判断した場合、4ヶ月以内に、商標局に異議を提起しなければなりません。そして、商標局はこの異議に対し審査を行います。そうしなければ、当該商標の登録は許可され、先願の商標権利者はその独占権を失います。そして、長い時間を要する商標無効プログラムを申請し、当該商標登録を取り消さなければなりません。

悪意を持った人がその中から利益を得ようとするのが想像できます。これらの人たちは、すでに存在している登録商標と同様あるいは類似してい

る商標を申請し、登録商標の権利者が異議を提起せず、その申請が許可されることを企みます。その為、すべての商標権利者は、定期的に商標検索を行わなければなりません。そして、悪意の申請を発見した場合法定期間内に商標異議を提起し、その同様あるいは類似の商標登録申請を阻止しなければなりません。

結論

相対審査の取消しにより、商標登録の過程は短縮されます。ただし、更に深刻な「傍名牌」現象（先行登録商標と同様あるいは類似の商標を登録し、且つ合法的に使用すること）をもたらし可能性が増加します。その登録商標の独占性を確保するため、商標権利者はこれら悪意の商標登録を検索・阻止する必要があります。小さな会社は、このような検索システムを構築できないため、新制度の犠牲になるでしょう。

作者：彭凱 / Zachary Wortham

広州
Tel. (+86 20) 8760 0082
Fax (+86 20) 8778 4482
info@wjnc.com

上海
Tel. (+86 21) 5887 8000
Fax (+86 21) 5882 2460
shanghai@wjnc.com

天津
Tel. (+86 22) 2532 3818
Fax (+86 22) 2532 3820
tianjin@wjnc.com

アモイ
Tel. (+86 592) 268 1376
Fax (+86 592) 268 1380
xiamen@wjnc.com

深セン
Tel. (+86 755) 8882 8008
Fax (+86 755) 8284 6611
shenzhen@wjnc.com

海口
Tel. (+86 898) 6672 2583
Fax (+86 898) 6672 0770
hainan@wjnc.com

青島
Tel. (+86 532) 8666 5858
Fax (+86 532) 8666 5868
qingdao@wjnc.com